

## 2 公務災害（負傷）の認定基準について

### ◆公務上の負傷の認定基準

職務遂行中のアクシデント（激突、転倒、接触など）と「負傷」との因果関係については、外見上明らかな場合がほとんどなので、認定に当たっては、公務遂行性の有無の判断が主として問題になります。

公務上の負傷と認められるケースは、次のように分類されています。

#### ①自己の職務を遂行中の負傷

- ・法令又は権限のある上司の命令により、割り当てられた職務に従事している場合
- ・地方公務員法第 39 条の規定による研修を受けている場合
- ・地方公務員法第 42 条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合

#### ②職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

- ・業務待機中の行為（社会通念上妥当と認められる範囲のもの）
- ・生理的必要行為（用便、飲水のための構内通行行為など）
- ・公務達成のための善意行為（公務遂行上の必要性が認められるもの）
- ・食事に行く行為（食事行為のため必要と認められる範囲の食堂などへの往復行為）

#### ③職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務の始め又は終わりにおいて行う職務遂行に必要な更衣、機械器具の点検・整備・格納、作業環境の整備、清掃など

#### ④救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為

#### ⑤防護行為中の負傷

非常災害時において、勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により、入居が義務付けられている宿舎を含む。）を防護する行為（消火活動など）

#### ⑥出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中の用務、用務に付随する行為、旅行、宿泊施設内における通常の宿泊行為

ただし、次の場合を除く

- ・合理的経路又は合理的方法によらない順路にある場合
- ・恣意的行為を行っている場合
- ・出張期間が長期（おおむね 1 か月）にわたる場合において宿泊施設内にあるとき、又は宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき（→往復の途上の場合は、通勤災害の対象となる）

#### ⑦特別な状況下における出勤途上の負傷（公務通勤）

任命権者の支配拘束下にあると認められる通勤など、特殊な事情の下にある次のような通勤（合理的な経路・方法によらない場合及び遅刻・早退の場合を除く。）

- ・緊急用無のため出勤することを命じられた場合の出勤・退勤の途上
- ・午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務に就くことを命じ

られた場合の出勤の途上

- ・午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ・引き続いて 24 時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- ・勤務を要しない日に特に勤務を命じられた場合の出勤・退勤の途上 など

#### ⑧レクリエーション参加中の負傷

地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が形式的にも実質的にも計画・実施したレクリエーション（基金本部補償課長通知に該当するものに限る。）

#### ⑨設備の不完全・管理上の不注意などによる負傷

①～⑥のほか、勤務場所・附属施設の設備の不完全や管理上の不注意により生じた負傷（勤務開始前、勤務終了後、休憩時間中に構内で行動している場合の事故など）

#### ⑩職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷（私的怨恨によるもの、職員に挑発行為があった場合などを除く。）

#### ⑪その他の負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷